

論 点 整 理

～ 事業者意見の整理と検討の視点 ～

平成24年12月4日
事 務 局

基本的な検討の方向性

- ・基本的な検討の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・(参考)本研究会における基本的な検討の方向性(第1回配付資料抜粋)・・・・・・・・・・・・ 3

各論

(1) 設備区分別算定

- ・(1-1)設備区分別算定(設備区分別算定の適正性・あり方)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・(1-2)設備区分別算定(設備区分別算定に則した算定根拠のあり方)・・・・・・・・・・・・ 5
- ・(参考)算定根拠様式のイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

(2) 算定根拠

- ・(2)算定根拠・・ 7
- ・(参考)接続ルール答申における考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(3) 原価の範囲(営業費の算入)

- ・(3)原価の範囲(営業費の算入)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ・(参考)接続ルール答申における考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(4) 利潤(利潤の算定方法)

- ・(4-1)利潤(レートベースの算定、資本構成比の算定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・(参考)利潤の算定(レートベースの算定、資本構成比の算定)・・・・・・・・・・・・ 12
- ・(4-2-1)利潤(自己資本利益率等の算定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・(4-2-2)利潤(自己資本利益率の算定)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

(5) データ接続料の需要

- ・(5-1)データ接続料の需要(需要の性質)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ・(参考)平成19年裁定における考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ・(5-2)データ接続料の需要(需要の算定のあり方)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・(参考)データ接続料の需要に係る3つの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ・(5-3-1)データ接続料の需要(待機設備コストの負担)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・(5-3-2)データ接続料の需要(待機設備コストの負担)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ・(5-4)データ接続料の需要(需要算定の検証)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

(6) その他ヒアリングにおいて事業者から指摘のあった主な課題・・・・・・・・・・・・ 22

・事業者意見は、事業者提出資料から引用している。ただし、紙面の都合等の理由で一部事務局において修正を行っている。

- モバイル接続料算定に係る基本的な検討の方向性について、①事業者間の公平性を確保する観点から算定方法の明確化が必要との意見が示されている一方、②確保すべき『公平性』とは何かを議論すべきとの意見が示されている。また、③適正な検証の確保の観点から検討が必要との意見が示されている。
- モバイル市場における市場環境の変化を踏まえ、今後、どのような観点からモバイル接続料に係る検討を行っていくべきか。

①適正性向上のため公平性確保の観点から算定方法の明確化が必要

- 複数の二種指定事業者の存在を踏まえれば、接続料算定の適正性確保は重要。音声接続料の水準が、その算定根拠が明らかにされないまま、当社比で約1.46倍となっていることは接続料算定の公平性の確保の観点から大きな問題。
- 競争が機能し複数事業者が存在する二種指定事業とボトルネックである一種指定事業との違いの考慮が必要。モバイル市場の現状では、同程度規模の事業者間でも接続料水準に大きな差があるケースがあるため、事業者間の公平性の観点から算定方法の考え方を明確化すべき。
- 接続料の適正性を確保するためには、携帯各社の算定方法の統一が必要。
- 二種指定事業者間における接続料算定の公平性の確保は必要。運用基準を二種指定ガイドラインで明確に定めることが重要。
- 接続料の適正性が向上すること等により、接続料の一層の低廉化が進行し、MVNOによる参入機会が拡大することを期待。

②確保すべき『公平性』とは何かを議論をすべき

- モバイル接続料はガイドライン策定後、低廉化が進み、音声接続料の水準は2008年度から約1/2まで低下。接続料算定の考え方は、公平性につき採用数値等の統一化は実績原価方式の考え方と異なる。各社の競争条件の差異を考慮した「公平性」確保の議論が必要。
- 接続料算定の公平性確保は重要。「公平性」の定義を議論(各社の数値を一致か、各社事情にあわせた数値設定を認めるか)することも必要。

③適正な検証の確保の観点から検討が必要

- 公平性確保の観点から、総務省による厳格な検証を望む。EAはSBMによる買収により実質的に交渉力に顕著な優劣差はない。EAについてもガイドラインに基づく算定を要請等の上で、厳格な検証を望む。
- 複数事業者が競争している環境では経営情報を公に開示することは困難。接続料の適正性、事業者間の公平性を担保するため、総務省の検証性を高める必要がある。
- 接続料の算定根拠を開示している事業者から求めがあれば、接続料の算定根拠等を開示するという双務的な情報開示ルールの遵守・徹底が重要。また、総務省の検証の結果、不適正であれば速やかな是正を求める。
- 二種指定事業者の算定根拠資料等による検証だけで十分な効果が見込めるか、一種指定制度との違いに因る課題も踏まえた検討が必要。
- 適正性の検証における実効性を高めることが重要。算定根拠は検証のため十分な程度である必要がある。
- 二種指定事業者は、有限希少な電波を活用して事業を営んでいることから算定根拠を詳らかにすることは義務。モバイル市場の寡占化が進行している実態を踏まえ算定根拠のさらなる詳細化等を図るべき。

(参考)本研究会における基本的な検討の方向性(第1回配付資料抜粋)

- 以下の2つの観点から、モバイル接続料算定の更なる適正性向上に向けた総合的な検討を行ってはどうか。

【接続料算定の適正性向上の観点】

- 接続料の算定プロセスに沿って、各事業者の接続料算定に係る考え方の適正性を検証してはどうか。
- その際、事業者間の公平性確保の観点から、各事業者の接続料算定に係る考え方を検証し、整理してはどうか。

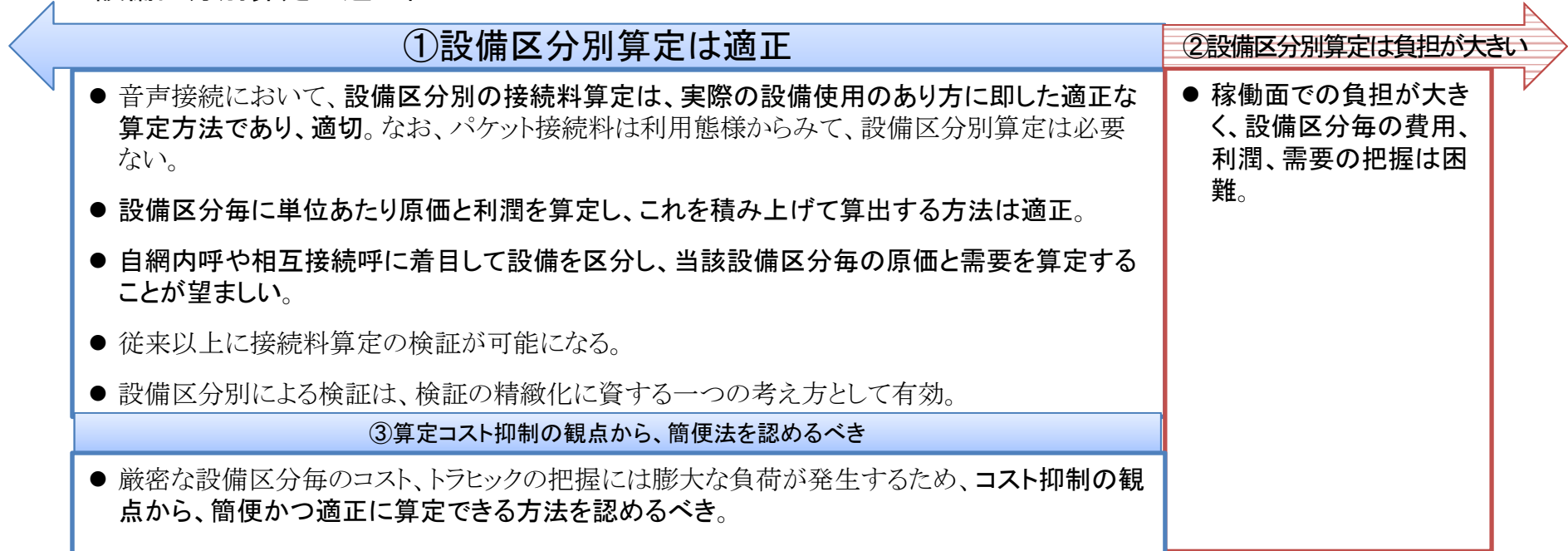
【接続料算定に係る検証の適正性確保の観点】

- 接続料の算定プロセスに沿って、算定根拠(二種指定接続会計規則財務諸表、二種指定ガイドラインに基づく接続料の算定根拠)が十分な内容か検証してはどうか。

(1-1) 設備区分別算定(設備区分別算定の適正性・あり方)

- 設備区分毎に単位あたり原価と利潤を算定し、これを積み上げて接続料を算定する考え方(設備区分別算定)については、実際の設備利用に即している等の理由から①適正な算定方法との意見が示されている一方、②算定コストの負担が重く採用は困難との意見が示されている。
- 設備区分別算定は適正ではあるものの、③算定コスト抑制の観点から簡便に算定できる方法を認めるべきとの意見が示されている。
- 設備区分別算定の具体的な方法には、主に区分の粒度の点から、事業者毎にバリエーションが存在する。
- 設備区分別算定の適正性・あり方について、接続料算定の適正性確保及び算定コスト負担の軽減の観点から、どう考えるか。

《設備区分別算定の適正性》



(1-2) 設備区分別算定(設備区分別算定に則した算定根拠のあり方)

- 設備区分別算定に則した算定根拠の様式化については、①算定根拠の様式化を許容するとの意見が示されている一方、②必ずしも様式化は必要ではなく総務省への個別説明で足りるとする意見が示されている。算定根拠の様式化を許容するという意見の中でも、③様式化した上で接続事業者への情報開示を求める意見や、④総務省以外に開示しないという条件であれば様式として位置づけることはやむを得ないとの意見が示されている。
- 設備区分別算定に則した算定根拠のあり方について、検証の十分性確保、及び、事業者の経営機密への配慮の観点から、どう考えるか。

《算定根拠の様式化》

①算定根拠の様式化を許容

- 適正性の検証における実効性を高めることは重要であり、算定根拠の提出は検証のため十分な程度に行われることが必要。算定根拠の提出の形式、包含される要素やその網羅性が指定事業者の裁量に委ねられることは公平ではなく、算定根拠の提出について一定の基準・様式を設けることは二種指定設備制度の運用として正しい方向。
- 設備のアンバンドル化と開放をより求めていく立場からは、設備ごとに細分化された算定が行われることは望ましく、算定根拠の提出については設備区分ごとの適正な検証のために必要十分であることが求められる。現在の算定根拠においては、個別の様式において機能ごとに作成するとの指示はあるものの、具体的な記入についてのルールに不足があり、ルールの更なる整備により検証性は高められるべき。
- 現在の算定根拠では、検証が不十分となる可能性が危惧される。設備区分別算定に係る算定根拠の様式化について、各事業者のネットワーク階層構造や設備構成の考え方に大きな差異はないものと考えられることから、事業者間のネットワーク状況の差異に配慮しつつ様式化することにより、すべての事業者が同一の様式を用いることができる環境を整えることが望ましい。

②必ずしも様式化は要しない

- 基本的に各携帯事業者は、総務省の検証において、現行の別表第2の提出と共に接続料の経年推移や規定様式以外の算定根拠も合わせて説明するなど、総務省の算定検証に対し柔軟に協力すべき。従って、設備区分別算定の詳細についても必要性を踏まえ要請されれば、所定の様式にとらわれず、真摯に説明を行うもの。
- 二種指定事業者でネットワーク構成やその利用実態が異なることを前提として、詳細内訳を報告することが接続料の適正性の向上並びに低廉化に繋がるかどうか検討が必要。

③接続事業者への情報開示が必要

- 検証の実効性を高めるには、少なくとも次の情報開示が必要。①機能ブロック単位等により細分化された算定根拠および接続会計②二種指定電気通信設備に関する情報(ネットワーク構成、内訳(数量、仕様等))

④非開示であれば、算定根拠の様式化を許容

- 非開示を条件として総務省に報告することは一つの方法。ただし、ネットワーク構成や設備に具備される機能が、技術革新等により変化することに応じて設備区分も変化する可能性がある点は配慮することが必要。
- 非開示が条件であれば、自網内倍率の算定に用いた設備区分別の数値を個別に総務省殿へ説明することは検討に値する。ただし、その場合であっても、多大な規制コストの発生を避けるため、簡便な方式を前提とした検証資料の提出を要望。

設備区分別明細表(○×機能)

総務省以外には非開示であることを条件とすべきとの意見

| | | 第二種指定 端末系 交換設備 | 第二種指定 中継系交換 設備 | 第二種指定 中継系交換 設備間の伝 送路設備 | 第二種指定 端末系無線 基地局 | | その他 | 合計 |
|----|-----------|----------------------|----------------------|---------------------------------|-----------------------|-------|-----|----|
| 費用 | 運用費 | | | | | | | |
| | 施設保全費 | | | | | | | |
| | 試験研究費 | | | | | | | |
| | 研究費償却 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 合計(接続料原価) | | | | | | | |
| 利潤 | | | | | | | | |
| 需要 | | | | | | | | |
| 単価 | | | | | | | | |

機能ブロック単位により細分化された算定根拠とすべきとの意見

ネットワーク構成等が、技術革新等により変化することに応じて設備区分も変化する可能性がある点に配慮することが必要ではないかとの意見

多大な規制コストが発生することに留意し、簡便な方式を前提とした様式とすることが必要ではないかとの意見

(記載上の注意)

- 1 音声接続機能について作成すること。
- 2 同一設備区分の設備であっても、需要が異なる設備については区分して記載すること。
- 3 需要にあつては、自網内呼と相互接続呼の通信経路の内訳が分かるように記載すること。
- 4

二種指定電気通信設備に関する情報(ネットワーク構成、内訳(数量、仕様等))も開示すべきとの意見

- 算定根拠(二種指定会計規則「移動電気通信役務収支表」と、二種指定ガイドライン「別表第2」)上の数値について、^①原則一致が妥当であるが、例外的に一致しないケースは認めるべきであり、その場合、総務省に説明をする必要があるとの意見が示されている。他方、^②算定根拠間の数値は完全に一致させるべきとの意見が示されている。
- 適正な検証確保の観点から、これらの意見についてどう考えるか。

《算定根拠の検証確保》

①原則一致が妥当だが、例外的な不一致の場合は総務省に説明すべき

- 収支表と別表第2に記載される数値は基本的に一致する。ただし、震災を起因とした特別損失や個別の事情により差異は生じうる。差異が生じる場合、各事業者は総務省に個別説明の上で接続料に算入すべき。
- 公表の会計値と総務省へ提出する算定根拠の数値が異なる場合は、差分を別表第2に記載し、差異が生じる合理的な理由を総務省に対して説明が必要。検証の結果、接続料原価に不適当なコストが含まれていた場合は控除すべき。また、不適当とまで言えない場合は、事業者間の公平性の観点から、総務省より各移動体事業者に対して当該コストの算入についての考え方を通知する等により、算入の有無を統一させることが必要。
- 部門費の詳細な定義・内容は、各社の監査を経て決定されているため、各社間で完全に統一することは非現実的。収支表と別表第2で差異がある場合は、補足説明で対応すべき。
- ガイドライン別表第2の数値は収支表の数値に基づき算定されるもの。ただし、別表第2は、算定に必要となる原価を示すものであるため、震災等による災害特別損失を原価に含める場合には差分が生じることが想定。差異が生じる場合、事業者は理由を明確に示し、総務省が妥当性を検証することを望む。

②完全に一致すべき

- 当社は収支表を作成していないため詳細は承知してないが、適正な検証確保の観点からは、両者は一致が望ましい。
- 両者の数値は一致することが自然である。
- 収支表上の数値と、別表第2の数値の一致が適当。2つの会計書類間に異なる考え方が混在することは望ましくない。

- 接続ルール答申(情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月))における算定根拠に係る主な考え方は以下のとおり。

(参考) 接続ルール答申(接続料算定と規制会計の関係)(抜粋)

接続料算定ルールの整備と当該ルールに則った算定結果の検証は、セットで行われることが必要である。この際、接続料算定の透明性向上と過度の規制コスト増大の抑制の両面に配慮して制度を検討することが必要である。

この点、二種指定事業者であるNTTドコモ・KDDIともに、現在、前者は禁止行為等規定適用事業者として、後者は基礎的電気通信役務提供事業者として、電気通信事業会計の整理が義務付けられている。これらは、いずれも接続料算定とのリンクを考慮したものではないが、現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられる。このため、接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当である。

具体的には、電気通信事業会計で作成している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加えて、現在、NTTドコモに作成が義務付けられている**移動電気通信役務損益明細表**をベースとして、**接続料算定上の配賦の出発台となる会計書類を作成させることが適当**である。当該会計書類においては、音声通話サービスとデータ通信サービスごとに、営業収益・営業費用・営業利益を明らかにするとともに、営業費用については、電気通信事業会計の勘定科目(営業費、施設保全費、減価償却費等)に分けて整理することが適当である。

また、規制会計を整理する場合も、すべての算定プロセスを会計上整理するのは、規制コストとの関係で現実的ではないので、一種指定制度における接続会計と網使用料算定根拠のような役割分担をすることが適当である。このため、二種指定制度でも、**規制会計の整理に加えて、接続料の届出の際に、届け出た接続料の水準やその算定プロセスを検証できるような算定根拠を併せ提出させることが適当**である。

二種指定事業者に対する新たな会計制度については、所要の制度整備を行った上で、2010年度会計から作成・公表することが必要であり、接続料の算定根拠については、具体的な様式を「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に規定した上で、可能な限り次期接続料(2009年度接続料)の届出の際から添付することが適当である。

(3)原価の範囲(営業費の算入)

- 関係事業者からは、①ガイドラインの考え方は、接続ルール答申の整理を踏まえたものであり、現在でもその枠組みを維持することが適当だが、算入した営業費の内訳について説明が必要との意見が示されている。一方、②接続料原価への算入が認められている営業費についても原則控除することが望ましく、少なくとも拡大の見直しは不要との意見が示されている。
- また、③「設備にかかる費用」とは言えない営業費を算入していないか、営業コストの内容の検証が必要との意見が示されている。さらに、④公平性の観点から算入する営業費を事業者間で統一すべきとの意見が示されている。
- 適正性向上、適正検証確保の観点から、これらの意見についてどう考えるか。

《原価の範囲の適正性・検証確保》

①現行ガイドラインの枠組みを維持。算入した営業費の内訳について説明が必要

- ガイドラインで整理された枠組みを維持すべき。具体的な営業費の算入に際しては、各事業者が総務省に個別説明の上で算入すべき。
- 現行ガイドラインの規定により算入が認められるもの以外の項目を算入することは不適當。算入した営業費の内訳は総務省に説明を行う必要がある。
- 営業費は原則対象外としつつ、その例外を限定列挙するという考え方は適當。双務主義の観点から、当社の接続料にも同様に算入できるようにすべき。

③接続料原価に参入した営業コストの内容の検証が必要

- 限定列挙された一部営業コストの原価算入に対しては異論ないが、具体的な用途は検証されるべき。

④公平性の観点から算入する営業費を統一すべき

- 仮に一部の事業者が、不適當とまで言えない内容を接続料原価に算入している場合には、事業者間の公平性の観点から、総務省より各移動体事業者に対して当該コストの算入についての考え方を通知する等により、算入の有無を統一させることが必要。

②原則控除が望ましい

- 例外的に接続料原価への算入が認められている営業コストについても原則控除することが望ましい。例外的に認められている営業費は企業のPR活動等との線引きが曖昧。少なくとも拡大の見直しは不要。
- 営業費は一律、接続料対象外とすべき。
- 原則を厳格に適用し、全ての営業コストを接続料原価から除外することが適當。特に、営業コスト①(啓発活動)はCSRの側面を有し、設備との関連性は希薄。②(エリア整備・改善)他社との差別化のための営業活動と捉えることが可能。

- 接続ルール答申における適正原価の範囲(営業費の参入)に係る主な考え方は以下のとおり。

(参考) 接続ルール答申(接続用算定の考え方②適正原価の範囲)(抜粋)

現在、二種指定事業者は、「設備コスト」「営業コスト」「共通コスト」の3概念を用いて費用を大別・整理しており、これは、電気通信事業会計の勘定科目で言うと、「設備コスト」には、施設保全費・減価償却費・固定資産除却費・通信設備使用料・試験研究費・租税公課が、「営業コスト」には営業費が、「共通コスト」には共通費・管理費が該当する関係となっている。

一種指定制度では、接続料原価は、「設備に係る費用」をベースに算定する考え方を採用しているが、固定通信と移動通信の間でネットワーク構造は異なるものの、接続料は、設備の利用料と捉えれば、二種指定制度でも、接続料原価に算入するコストは、「設備に係る費用」をベースとする考え方を採用することが**適当**である。

(中略)

なお、一種指定制度においても、営業費はすべて接続料原価から控除されているわけではなく、設備への帰属が明確な営業費に限定して接続料原価への算入が認められてきたところであるため、二種指定制度においても、同様の取扱いを認めることが**適当**である。

しかし、一種指定制度において、接続料原価への算入を認められている営業費は、請求書の編集・作成・発行等に係る費用や電話教室開催など電気通信の普及活動に係る費用等であり、固定電話接続料原価に占める営業費の割合も0.05%(2007年度接続料)に過ぎない。この点を踏まえれば、二種指定制度においても、接続料原価に算入可能な営業費はあくまでも限定的に認められるものであり、この判断が恣意的に行われると、今回の接続料算定の適正化・透明化の意義が没却されることになるため、接続料原価に算入可能な営業費は、設備との関連性を厳格に判断した上で、できる限り具体的かつ明確な形で整理することが必要である。

(4-1) 利潤(レートベースの算定、資本構成比の算定)

- 利潤の算定方法については、①機能に係るレートベースが、真に二種指定設備の「管理運営に不可欠」なものか否か、検証を行うべきとの意見が示されている。
- また、資本構成比の算出について、②貸借対照表上の簿価から直接算出すべきとの意見がある一方、③レートベース資産に対応した比率を用いるべきとの意見、また、④資本構成比の算出に当たっては時価基準で算出すべきとの意見も示されている。
- 接続料算定の適正性向上の観点及び検証の適正性向上の観点から、検討すべき点はないか。

①検証の適正性向上のため、機能に係るレートベースの内訳を明確化・検証すべき

- レートベースに関する二種指定ガイドラインの整理は適正。二種指定事業者のレートベースに二種指定設備の「管理運営に不可欠、かつ、収益の見込まれないもの」以外のものが含まれていないことを、総務省は十分に検証すべき。
- 「機能に係るレートベース」については、算定根拠(二種指定ガイドライン別表第2・様式4)へ算入することができる内容が具体化されておらず、各事業者の算定結果に大きな差異が生じ得ることから、各項目に算入することができる対象を明らかにすることにより、接続料算定の適正性向上を図るべき。
- 「投資その他の資産」について、例えば、傘下の海外通信事業者等の設備をレートベースの対象とする等、価額を過大に算出する恐れがある。真に二種指定設備の管理運営に不可欠なものかどうか、総務省に説明・提示すべき。

②公平性確保・恣意性排除のため、資本構成比はBSベースとすべき

- 当社は、貸借対照表の負債・資本の部の数値から直接算出した比率を採用。一方、一種指定事業者の接続料算定方法では、一部の負債を圧縮することにより他人資本比率を小さくする所作を加える手法が採用されている。このように複数の算定方法が存在する状態で、算定方法の違いにより事業者間の適正利潤に著しい差が生じている場合は、事業者間の公平性の観点から、算定方法を統一すべき。なお、仮に、負債を圧縮する手法について”適切と言えない”と整理する場合に、一種指定事業者にだけはその採用を認める明確な根拠がないのであれば、一種指定事業者にも同様な整理を適用すべき。
- 「適正な利潤」の算定に用いられる自己資本比率および他人資本比率は、算定方法が具体化されておらず、事業者の裁量が介在する余地があるため、考え方の統一を図るべく、算定方法を具体化すべき。一種指定制度における自己(他人)資本比率の算定方法は、B/Sベースであり、二種指定制度においても同様の考え方を採用することで、接続料算定の適正性向上や事業者間の公平性確保に資する。
- B/Sに基づかない算定方法は、検証性を損ねるだけでなく、算定の公平性の確保をより困難にする。

③資本構成比は、レートベースに対応した比率を用いるべき

- 資本構成比率は、機能に係るレートベースに対応した資本構成比率によりバランスするものであるべき。貸借対照表には、二種指定設備の管理運営に不可欠でない資産等を調達する他人・自己資本が含まれる場合があること、そもそも事業者毎に業態等が異なる(移動体専業、固定・移動体兼業、株式未上場)ことを踏まえれば、貸借対照表の値を用いることは適正ではない。レートベース項目の性質に着目し、例えば固定資産であれば長期的かつ企業価値を高めるものとして原則自己資本で、短期に返済が必要なものであれば原則他人資本で賄うものという経営理論に基づく考え方に則り、レートベースに対応した自己資本と他人資本を抽出し、その結果としての比率を用いることが適正であるが、事業者毎の経営の考え方によって算定方法に差が生じる。なお、一種指定設備の認可接続料では、貸借対照表の値そのままではなく、資産や資本の性質に着目し資本構成比率を算出している。

④資本構成比は、時価基準で算出されるべき

- 自己資本利益率の算定で用いる β 値が時価基準のものであるとともに、時価のほうが他人資本費用/自己資本費用(加重平均資本コスト)の算定のためのより適切な数値。

(参考) 利潤の算定(レートベースの算定、資本構成比の算定)

- 二種指定ガイドラインにおいて、利潤は以下の式で算定されることとされている。

$$\text{利潤} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税}$$

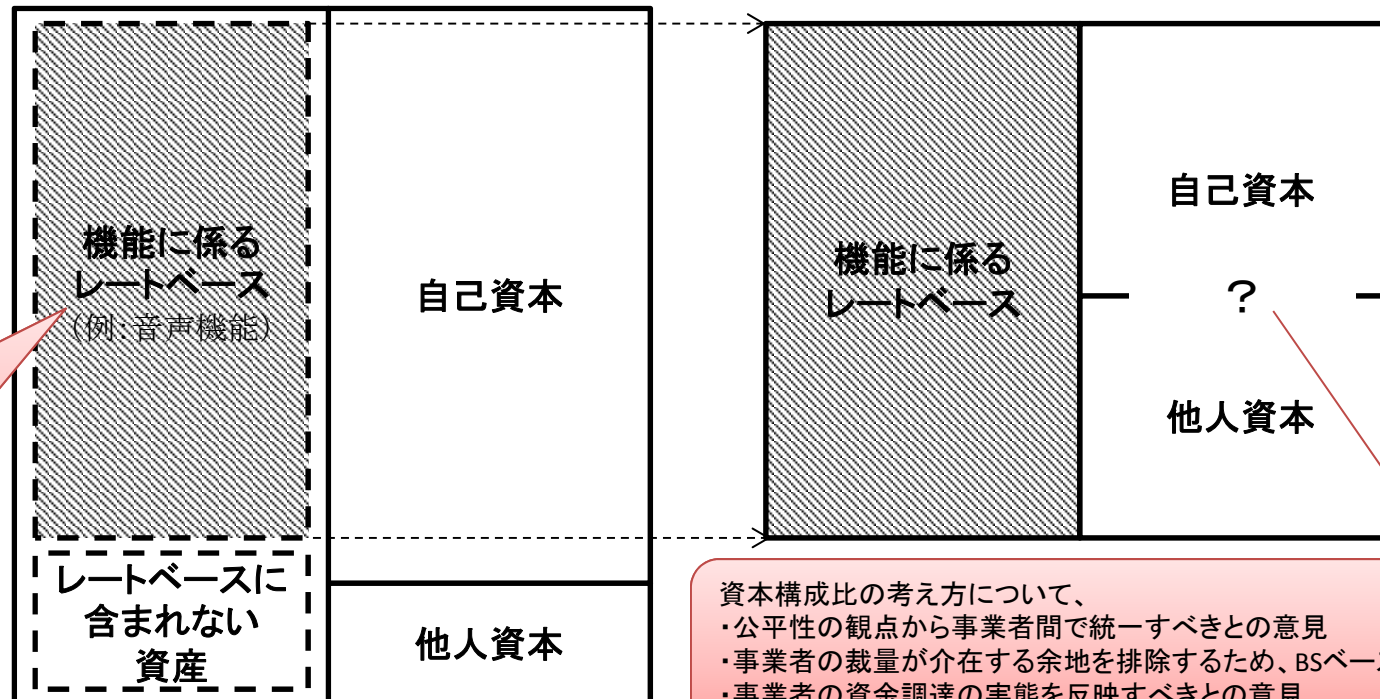
$$\text{※他人資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{他人資本比率} \times \text{他人資本利率}$$

$$\text{※自己資本費用} = \text{機能に係るレートベース} \times \text{自己資本比率} \times \text{自己資本利益率}$$

- 機能に係るレートベースの額は、「当該機能に係る正味固定資産価額、繰延資産、投資その他の資産、貯蔵品及び運転資本の合計額」とされているが、その内訳を明確化した上で、総務省が検証すべきとの意見がある。
- 機能に係るレートベースに対応する資本について、その構成比の考え方を明確にすべきとの意見がある。

《貸借対照表》

《レートベース》



資本構成比の考え方について、

- ・公平性の観点から事業者間で統一すべきとの意見
- ・事業者の裁量が介在する余地を排除するため、BSベースとすべきとの意見
- ・事業者の資金調達の実態を反映すべきとの意見

- 自己資本利益率については、①算定に係る考え方等について、事業者が総務省に対して十分な説明を行うことが必要との意見が示されている。また、②自己資本利益率の水準について、不当な格差が生じないよう十分な検討が必要との意見や、固定電話事業、諸外国や他の公益事業を参考に設定することが必要との意見が示されている。
- 自己資本利益率に係る考え方について、接続料算定の適正性向上及び公平性確保の観点から、検討を行うべき点はないか。

《参考：二種指定ガイドラインにおける自己資本利益率の算定方法》

自己資本利益率は、次に掲げる式により計算される期待自己資本利益率を基礎として算定する。ただし、平均自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。

期待自己資本利益率 = リスクの低い金融商品の平均金利 + β × (主要企業の平均自己資本利益率 - リスクの低い金融商品の平均金利)*

※ 主要企業の平均自己資本利益率からリスクの低い金融商品の平均金利を引いたものは、一般にマーケットリスクプレミアムと呼ばれている。

①算定に係る考え方等につき、各事業者の説明・総務省の検証を行うことが必要

- 各事業者は、算定結果の自己資本利益率の水準や算定にいたるプロセス、考え方、および代入するデータの値についても総務省へ十分に説明すべき。その説明を踏まえ、各携帯事業者の自己資本利益率に不当な格差が生じないように、総務省が総合的に十分な検証を実施することが必要。特に、特定の事業者が企業買収に伴う財務体質悪化等を理由とするリスクを接続料に反映させ、当該リスクを接続事業者が負うことのないよう、総務省は十分に検証すべき。
- 有利子負債の利子率について、仮に、国内電気通信事業以外のM&Aを含む他業種や諸外国等への参入に係るリスクが結果として利子率に反映され、事業者間で大きな水準差が生じている場合には、高水準となっている携帯電話事業者がその理由を明確に示し、総務省がその妥当性を検証すべき。

②自己資本利益率の水準について、一定の検討が必要

- 代入するデータの考え方を整理するとした場合には、部分的な整理にとどまらず、最終的な自己資本利益率の水準に不当な格差が生じないよう、十分な検討が必要。例えば、自己資本利益率については、2倍もの格差が発生するといったことでは問題であるため、経年別にみた実績や、事業者間の比較を踏まえた一定の考え方に基づく上限値を設定するなどといった方法についても、検討すべき。
- 自己資本利益率の水準は、株主の利益保護や投資インセンティブの付与にも配慮し、インフラネットワークを安定的に維持・運営するためにふさわしいものであるべきであり、固定も含め、諸外国や他の公益事業を参考に設定する必要。

- 算定に係る変数については、以下のとおり意見が示されている。
 - (1)「リスクの低い金融商品の平均金利(リスクフリーレート)」及び「マーケットリスクプレミアム」について、^①事業者固有の事情によって異なることはないため数値自体を統一すべきという意見が示されている一方、^②各社の成長の経緯に由来する市場の期待の実態を反映すべきとの意見が示されている。
 - (2)「 β 」について、^③変数に係る考え方を統一すべきとする意見が示される一方で、^④各社個別の事情によって異なる変数であることを踏まえ、一定のベンチマークからの乖離がある場合には是正を行うべきとする意見が示されている。また、^⑤各社の成長の経緯に由来する市場の期待の実態を反映すべきとの意見が示されている。
- 各事業者が採用すべき変数に係る考え方について、接続料算定の適正性向上・公平性確保の観点から、整理を行うべき点はないか。

《リスクフリーレート、マーケットリスクプレミアムについて》

①各事業者間で数値を統一すべき

- 携帯事業者個別の事情には影響を受けないものと考えられることから、そのデータの取り扱いについて、総務省殿より合理的かつ適正な指針が示されることは接続料の透明性・公平性を更に高める。
- 各事業者により採用する変数の値に異なる考え方が混在することは好ましくない。接続料算定の適正性向上および事業者間公平性の観点から、各事業者の採用する変数の値に対する考え方が異なることのないよう整理することが適当。
- 採用する数値を一致させた方がわかりやすい。
- 考え方により数値が変動するような数値は、ガイドラインで規定すべき。
- リスクフリーレートについては、算定年度末時点の10年国債利回りに統一すべき。また、マーケットリスクプレミアムについては、外部取得による数値を採用する等、検証可能な長期間計測値を採用し、移動体事業者間で統一値を用いるべき。

②市場の期待を反映すべき

- 実績原価での算定が前提であるため、各社が市場から期待される資本コストの実態も反映されるべき。例えば、市場から新たに資金を調達し新規に市場参入した事業者と国営から事業を継続してきた事業者では期待される自己資本利益率は異なると想定される。

《 β について》

③変数に係る考え方を統一すべき

- 接続料算定の適正性向上および事業者間公平性の観点から、各事業者の採用する変数の値に対する考え方が異なることのないよう整理することが適当。
- 考え方により数値が変動する数値については、ガイドラインで規定すべき。

④一定のベンチマークを設定すべき

- 事業者間の公平性の観点から、NTTドコモ β 値をアンレバード対象とし、各社の負債/資本でレバードした値をベンチマークとして、著しい乖離があるなら是正すべき。なお、レバード時の負債/資本の割合は、恣意性を排除するために、B/Sベースでの自己資本/他人資本の割合と同値とすべき。

⑤市場の期待の実態を反映すべき

- 実績原価での算定が前提であるため、各社が市場から期待される資本コストの実態も反映されるべき。例えば、市場から新たに資金を調達し新規に市場参入した事業者と国営から事業を継続してきた事業者では期待される自己資本利益率は異なると想定される。(再掲)

- データ接続料の需要の検討にあたっては、①MVNOの参入促進という観点を踏まえることが必要との意見が示されている。一方、②MVNOの参入促進という目的はほぼ達成されているとの意見も示されている。
- また、③データ接続料の需要の性質が明確ではなく、具体的な算定方法の検討の前にまずその明確化が必要との意見が示されている。
- データ接続料の需要の性質について、過去の総務大臣裁定の趣旨等を踏まえ、適正性確保の観点から、どう考えるか。

《MVNOの参入促進を通じた競争環境の整備》

①参入促進の観点が必要

- 電波の有限希少性により寡占が進行しやすいモバイル市場においては、「MVNOの参入促進による公正競争の確保」が重要。MVNOを含めたモバイルブロードバンドの競争促進に向けては、合理的で透明性の高い、公平な競争条件・環境の整備が必要。
- MVNOとMNOの競争上の同等性確保には、接続料の更なる低廉化が必要。MNOのサービス原価は、MVNOのそれを大きく下回ることから、低廉化は十分に実現可能。
- データMVNOは拡大を続けているが、ISP側総帯域幅と基地局側総帯域幅の中間値を用いた算定値は、MNOとMVNOの競争環境を作るという観点においては、大きくずれているという認識はない。需要の考え方や1年遅れの原価となっていることなど、検討が必要な点はあるにせよ、中間値を用いた算定に大きな問題はない。むしろ局所的に見直しを加えることによって、算定値が大きく変化することは好ましくなく、慎重な検討が必要。

②参入促進はほぼ達成

- MVNOの参入促進という目的はほぼ達成されている。逆に、海外巨大プレイヤー(OTT)もMVNOに積極的な算入検討を進めている状況が伝えられており、(ISP側総帯域幅が適当でないとすると、)国益を損なう事態に発展する懸念。

《需要の性質》

③需要の性質について明確化が必要

- 需要が何を指すのかの定義が現時点で明確ではなく、まずその明確化が求められる。課題例に挙げられているISP側総帯域、基地局側総帯域の問題に止まらず、需要が具体的に指すものが何であるのかについて踏み込んだガイドラインの整備が必要。
- 音声接続機能においては総通信時間(トラヒック)だが、データ通信においては伝送容量(キャパシティ)が需要。
- 事業者の利用実態に応じたコストドライバを設定すべき。

- 平成19年裁定における帯域幅課金方式に係る主な考え方は以下のとおり。

(参考)総務大臣裁定(平成19年11月30日)

- 「本件接続に関して(中略)取得すべき金額の料金体系は、帯域幅課金が相当」、「帯域幅課金方式とは、帯域幅に基づく定額制課金であることを意味する」
- 「接続料金の課金方式に係る裁定を行う場合の基準についても、電気通信事業法の趣旨、(中略)からそれぞれ検討することが適当」、「競争促進及び利用者利益の確保の観点からは、帯域幅課金方式を採用することが適当」、「電気通信の健全な発達の観点からは、(中略)帯域幅課金方式を採用することが不適当とはいえない。」
- 「従量制課金方式を採用する場合には、接続事業者たるMVNOにおいて、従量制によってあらかじめ確定できない接続料金を支払う選択肢しか認められず、その結果利用者料金も従量制的なものとならざるを得ない」
- 「MVNOにおけるコストがあらかじめ確定的となる帯域幅課金方式で接続料金を支払う場合には、定額制の一定帯域を有効に活用しようとのインセンティブも働き、電波の有効利用に資するとともに、MVNOにおける速度別料金や時間帯別料金など多様な利用者料金を設定することが容易」

- データ接続料の需要については、従来以下の3つの考え方があったところ。
 - (a) 各電気通信設備におけるMNOとMVNOの実績トラフィックの和を総需要とし、MVNOの実績トラフィックをMVNO需要とする考え方※1
※1 通常、従量制課金方式に用いられる考え方。
 - (b) 各電気通信設備の各伝送容量を総需要とし、相互接続点においてMVNOに保証される伝送容量をMVNO需要とする考え方※2
※2 移動体通信サービスにおける接続料原価の大半が基地局設備に係るコストであることを踏まえれば、基地局側総帯域幅を総需要とする考え方を採用した場合と接続料の額は近くなると考えられる。
 - (c) インターネット等の接続に利用するパケット接続装置の伝送容量を総需要とし、MVNOに保証される伝送容量をMVNO需要とする考え方 (ISP側総帯域幅を総需要とする考え方)
- ①(c)の考え方 (ISP側総帯域幅を総需要とする考え方) が適当との意見が示されている一方、②同考え方も一つの考え方であり概ね合理的だが将来の加入数やトラフィックを考慮するなど需要の算定は慎重に行われるべきとの意見が示されている。
- データ接続料の需要の算定方法の在り方について、適正性確保の観点から、どう考えるか。

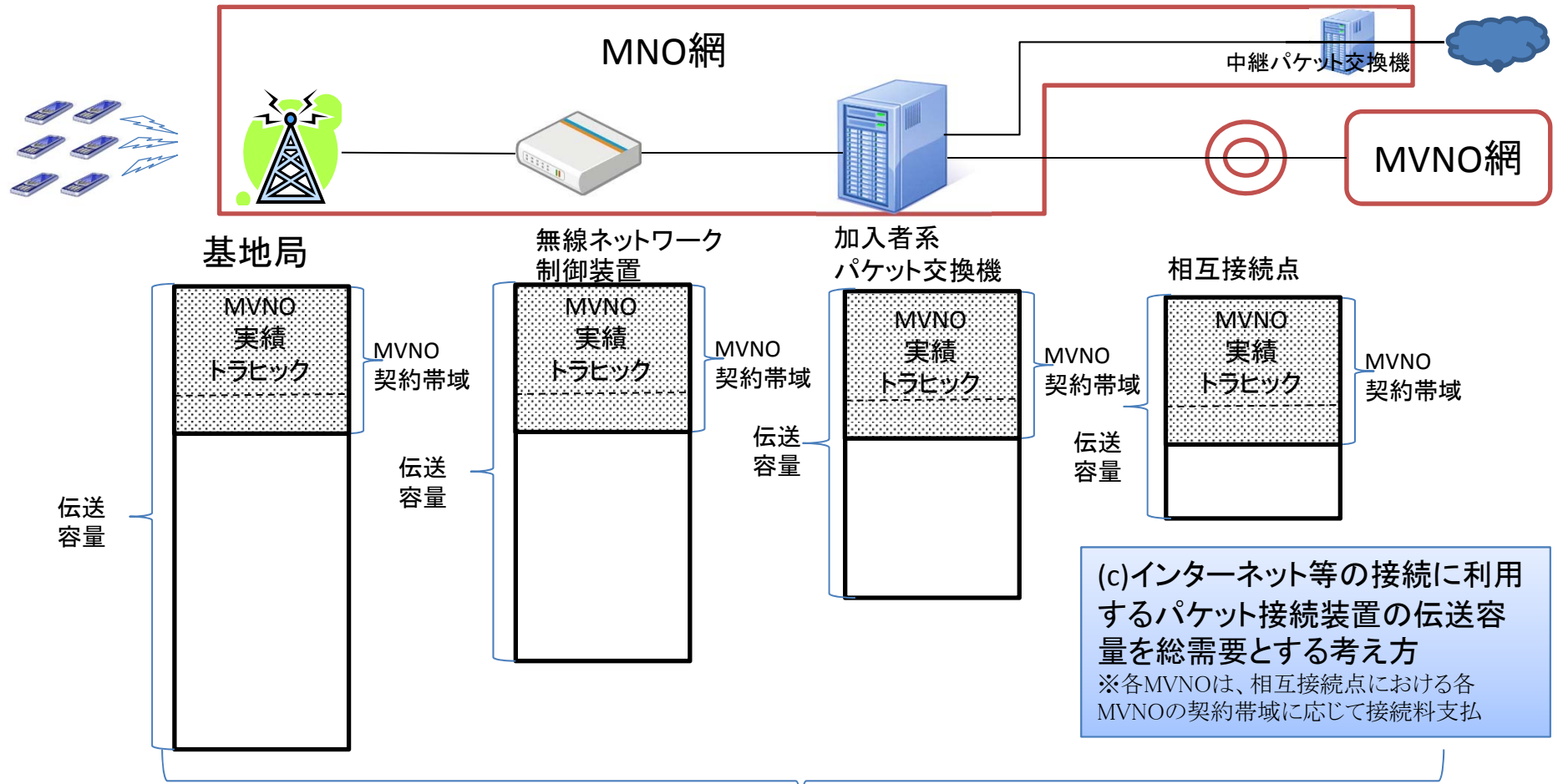
①(c)の考え方 (ISP側総帯域幅を総需要とする考え方) が適当

- MVNOとの相互接続の契約において、MNOのISP側の設備とMVNO設備との間の最大伝送容量を「帯域幅」として契約していることから、ISP側の総帯域幅を「需要」とすることが適当。現在のパケット接続料の需要の算出方法(基地局側総帯域とISP側総帯域における、10Mbps当たりの占有率の平均値を需要の逆数として用いる方法)では、本来回収すべきコストが回収できておらず、コスト負担の公平性の観点から極めて不公正。仮に、現在の状況が継続すれば、MNOの設備投資インセンティブが減殺される。
- ISP側の設備には各基地局からのトラフィックが集約されて流れており、MNOは、当該実績を基準に最大限の効率化を図って全体設備を設計・構築している。ISP側の設備容量で需要を算定することで、モビリティにかかるコストの公平負担も考慮された接続料算定が可能となる。ISP側の設備容量で需要を算定すべき。
- 提供エリアのいつでも、どこでもデータ通信サービスを受けられるようにする場合、接続箇所での容量確保のために、提供エリア内に設置されている各階梯の各設備で容量の確保が必要。各階梯、各設備で容量される帯域相当の費用を算出するためには、ISP側帯域を総帯域幅とした比率を用いて算定することが合理的。

②(c)の考え方も概ね合理的だが、需要の算定は慎重に行われるべき

- 網を円滑に維持するためには、基地局側総帯域幅がISP側総帯域幅より大きくなるのは一般的であり、その差分をMNOが負担するモデルは公平とは言えない。移動体通信の特性から導かれる需要の時間的空間的偏りの存在は不可避であり、基地局側設備にて総需要を算出することは合理的な算定には繋がらない。移動体通信の特性による需要の偏りに備えた設備コストについてはMVNOは応分の負担をすることが概ね合理的だが、同時にその負担の水準については慎重に決められる必要がある。
- 移動体通信の特性等により、基地局側は十分な裕度をもって設備構築しているため一般的に使用率が低く、MNO、MVNOともに余裕設備分の費用を公平に負担すべきとする考え方については、事業者公平性の観点から考慮されるべき視点であると受け止めており、ISP側総帯域幅での計測も一つの考えであると理解。ただし、「需要」項に対し、将来の加入数やトラフィックを考慮すべき。具体的には、MNOは需要予測の下、設備増強・投資を進めることから、「需要」項は、将来の加入数やトラフィックを考慮した上で算定されるべきであり、各MNOは「MVNO計画契約件数」として示した目標(年度・契約件数)への到達に向け、年度毎の契約件数等をロードマップとして提示した上で、将来の需要を接続料算定に織り込むべき。

(参考) データ接続料の需要に係る3つの考え方



(a) 各電気通信設備におけるMNOとMVNOの実績トラヒックの和を総需要として接続料を算定する考え方
※各MVNOは各MVNOの実績トラヒックに応じて接続料支払

(b) 各電気通信設備の各伝送容量を総需要として接続料を算定する考え方
※各MVNOは、相互接続点における各MVNOの契約帯域に応じて接続料支払

(c) インターネット等の接続に利用するパケット接続装置の伝送容量を総需要とする考え方
※各MVNOは、相互接続点における各MVNOの契約帯域に応じて接続料支払

- データ接続に係る電気通信設備の全てが必ずしも常時利用されているわけではなく、こうした「待機設備」に係るコストの負担について、以下のとおり意見が示されている。
 - (1) ①MNO事業者、MVNO事業者双方から、場所によって異なるピークのトラフィックを吸収したり、エリア間を跨いだ場合の通信を可能とする移動体通信の特性(モビリティ)に起因する「待機設備」については、MVNOユーザもこうした特性から得られる便益を享受しているため、MVNOもこうした設備に係るコストを応分負担すべき、との意見が示されている。
 - (2) ②MVNO事業者から、MNOの需要の見誤りによる過剰な設備投資に起因する「待機設備」に係るコストについて、MVNO事業者が応分負担することは適切ではない、との意見が示されている。これに対し、③設備は効率的に構築されており、全ての設備コストは公平に負担されるべきとの意見が示されている。また、④MVNO事業者の需要への在庫としての性質を有する「待機設備」に係るコストについては、そのような性質を有する設備はほとんど存在しないとの意見や、そうした性質を有する設備はあるものの最小限度に制限されるべきとの意見が示されている。
- 「待機設備」の接続料原価算入について、接続料算定の適正性確保の観点から、どう考えるか。

《モビリティに起因する待機設備コストの負担》

①モビリティに起因する待機設備に係るコストは、MVNOも応分負担すべき。

- 各エリア毎に、時間帯別のトラフィックの最大値を收容可能とするように基地局を設置する必要。また、都市開発や文化・産業の発展の動向に対応して基地局を設置する必要。MVNOはこうした移動体の特性にかかるコストを公平負担すべき。
- 移動体の特性上、エリアによって基地局側設備容量の全てが必ずしも常時利用されているわけではないが、それは、場所によって異なるピークのトラフィックを吸収したり、エリア間を跨いだ場合の通信を可能とするためである。(これらの利便性をモビリティという。)MVNOユーザもモビリティを享受しており、モビリティを確保するために発生する実績コストについては、MVNOも公平負担すべき。
- いつでも、どこでもデータ通信サービスを受けられるようにする場合、各階梯の各設備で容量の確保が必要。
- 移動体通信の特性から導かれる需要の時間的空間的偏りの存在は不可避であり、基地局側設備にて総需要を算出することは合理的な算定には繋がらない。反面、こういった考えにおいては、どこまでが移動体通信の特性から導かれる需要の偏りに対する不可避の設備投資であり、どこからが過剰投資であるかの線引きが困難であるとも指摘できる。このような考え方にのみ基づいた議論を推し進めることは、指定事業者にとってより有利な接続料算定に繋がる懸念がある。移動体通信の特性による需要の偏りに備えた設備コストについてはMVNOは応分の負担をすることが概ね合理的であるが、同時にその負担の水準については慎重に決められる必要がある。
- 移動体通信の特性等により、基地局側は十分な裕度をもって設備構築しているため一般的に使用率が低く、MNO、MVNOともに余裕設備分の費用を公平に負担すべきとする考え方については、事業者公平性の観点から考慮されるべき視点であると受け止めており、ISP側総帯域幅での計測も一つの考え。

《過剰な設備投資に起因する待機設備コストの負担》

②MVNOに過剰投資分を負担させるべきでない

- 網を維持するための全体コストをMVNOが制御、検証することは困難。すなわち、MNOの判断において設備投資が行われる区間に過剰な投資(需要の見誤りによる過剰な設備投資など)があったとしても、MVNOがISP側総帯域幅の占有比率に応じた負担を強いられることになるのは適切とは言えない。

④MVNOの将来需要に対応する設備は存在しない、あったとしても最小限に制限されるべき

- 「接続料原価」項から、MNOの将来のユーザ増対応原価を控除し、実績見合いでの接続料を算定すべき。一種指定事業者と異なり、電気通信事業会計において管理部門と利用部門の区分が課せられていないMNOの接続料原価には、一種指定事業者における管理部門相当の費用と利用部門相当の費用が混在することから、本来MNOの利用部門相当が負担すべき「MNOの将来のユーザ増に対する予備帯域」に相当する費用を控除した上で算定されるべき。加えて、将来需要対応分において、MNOとMVNOの各ユーザ増に対する予備帯域の割合が実績契約数相当であるとすれば、MNOのユーザ増に対する予備帯域に比べ、MVNOユーザ増に対する予備帯域は、ごく僅かであることから、総帯域のうちの「30%~50%」を占める将来需要対応分は、ほとんどがMNOの将来需要対応分である。
- MVNOにとって機動的な帯域幅の設定はビジネス上非常に重要であり、指定事業者の設備の一部が運用の在庫として機能する点については肯定的。ただし、設備コストのどこまでが在庫としての性質を有し、どこからが単なる過剰投資であるかを明確に線引きできなければ、このような主張が指定事業者にとり作為的な接続料算定の根拠として用いられる恐れがあるため、MVNOの在庫としての性質が無制限に認められることについては反対であり、どのようなケースについてどの程度認められるかについてはMVNOの応益性を鑑みた上で、最小限度に制限されるべき。

③設備は効率的に構築されており、全ての設備コストは公平に負担されるべき

- 能率的経営がなされていない結果として、その余剰設備に係るコストはMVNOが負担すべきでないとの主張があるが、(モビリティに加え)MVNOユーザとMNOユーザが同じネットワークを利用可能であることを考えると、利用者及びコスト負担の公平性の観点から、ISP側総帯域幅が適当。
- ISP側の設備には各基地局からのトラフィックが集約されて流れており、当該実績を基準に最大限の効率化を図って全体設備を設計・構築している。

- MVNO事業者から、需要が適切に算定されていることを総務省が検証するために、新たな算定根拠の追加が必要との意見が示されている。
- 「待機設備」の接続料原価算入について、接続料算定の検証の十分性確保の観点から、どう考えるか。

《 需要の検証のための算定根拠の在り方 》

需要の検証のため、新たな算定根拠の追加が必要

- 指定事業者が提出すべき算定根拠は、新たに整備されたガイドラインを踏まえ需要が適正に算出されているかを外部から検証することが可能であるものが必要であり、ガイドラインの整備と表裏をなすものであるべき。
- 現在の算定根拠では、検証が不十分となる可能性が危惧される。検証の実効性を高めるには、少なくとも次の情報開示が必要。
①各事業者のネットワーク階層構造ごとの機能別トラフィック(Mbps)と加入数(件)、②将来複数年の接続料算定にあたっての、各MNOが「MVNO計画契約件数」として示した目標(年度・契約件数)への到達に向けた年度毎の契約件数等のロードマップ

(6) その他ヒアリングにおいて事業者から指摘のあった主な課題

【データ接続料算定に係るタイミング】

- 接続料が年度末に確定するため、MVNOは確定するまで前年度の接続料をベースに事業運営を行わざるを得ない。また、接続料は前年度の実績で算定されるため、MVNOは実質的に1年前の原価で接続料を負担している。接続料が大きく下落している中、直近の原価見通しを把握し、最新の低い原価で事業を行うMNOと比較して、MVNOは著しく不利な状態であり、例えば、四半期や半期に一度の算定に変更するなど、原価の変化を接続料に迅速に反映させる仕組みを導入すべき。

【接続固有に発生するコスト】

- 接続に係る人件費、物件費、事業者間精算に係るシステム運営費等の接続固有に発生するコストについて、算定精緻化の観点及び受益者である接続事業者がそのコストを応分負担すべきとの考えをガイドラインに明記すべき。